

## 磐田市いじめ問題対策連絡協議会

- |   |       |                      |                     |
|---|-------|----------------------|---------------------|
| 1 | 日 時   | 平成 28 年 5 月 27 日 (金) | 午後 2 時から午後 3 時 30 分 |
| 2 | 場 所   | 磐周教育研究所              | 2 階 大会議室            |
| 3 | 出席者   | 平松 明子                | 青城小校長               |
|   |       | 森田 能行                | 西部児童相談所相談判定課長       |
|   |       | 土井 浩二                | 静岡地方法務局浜松支局総務課長     |
|   |       | 鳥居 修平                | 磐田警察署生活安全課長         |
|   |       | 鈴木 明夫                | 市 P 連代表             |
|   |       | 上堀 勝子                | 磐田市人権擁護委員連絡協議会      |
|   |       | 道越 洋美                | 静岡教育事務所指導主事         |
|   |       | 高比良紀恵子               | 子育て支援課長             |
|   |       | 名倉 章                 | 市民活動推進課長            |
|   |       | 小沼 裕樹                | 学校教育課指導グループ主査       |
| 4 | 出席職員  | 教育部長                 | 教育支援グループ長 担当指導主事    |
| 5 | 傍 聴 人 | 0 人                  |                     |

### ●教育部長挨拶

#### ○秋野教育部長

いじめ問題につきまして、社会全体で克服することをねらいとし、平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行されました。その 1 条には、いじめは児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると明記されております。この法律に基づきまして、磐田市では、このいじめ防止等の対策について積極的にかかわっていくために、昨年、条例を制定し、市のいじめ防止等のための基本的な方針、関係組織を立ち上げました。

その間、幸いにして、磐田市では大きないじめ問題を起きておりませんが、全国的には、岩手や名古屋など、いじめを苦にして自ら命を絶つといった心が痛む出来事が、相次いで発生している状況にあります。いじめ問題に対しては、本当に社会総がかりで対処していく必要があると思います。

本協議会は、まだスタートしたばかりの組織です。今年のこの会で、それぞれの皆さんがもっている情報を重ね合わせて対応していくことが確認されたところです。これから一步一步、いじめ防止に向けて進んでいければと思っています。有意義な会になることを期待しております。よろしくお願ひします。

### ●協議

#### ○事務局

これまでの経過について、磐田市いじめ防止のための基本的な方針について

## 磐田市問題行動等の現状説明

### ●連携について

- ・学校代表。少し前まで、いじめのある学校は恥ずかしい、担任の指導に問題がある、という意識があった。今は、いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうるもの、どんなにすばらしい指導をしていても、いじめはどの学級でも学校でも起こりうるもの、という意識に変わってきている。教師は、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であるという意識をもつことが大切である。いじめられる側にも問題があるという教師の感覚をなくして、どんな理由があってもいじめは許されない、理由があるいじめはない、という意識を高める必要がある。教師のいじめに対する意識変化の表れは、24年度からのいじめ認知件数の増加から見る可以看到。しかし、教職員だけの対応には限界があるため、関係機関との連携が求められる。
- ・児童相談所では、いろんなケースが報告されている。虐待の案件では、ネグレクトの家庭の子がいじめにあっていたり、逆に愛情不足からいじめをする側になっていたりすることもある。虐待といじめには、密接な関係があることから、これからも学校などの関係機関と情報共有しなら連携をしていきたい。
- ・静西教育事務所。いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。物質的に豊かであっても精神的なもの、例えば親からの愛情不足により心が荒んでしまい、自己肯定感の低い子どもが増えている中で、いじめが起きている。いじめられる側の心のケアをすると同様に、いじめる側の心に寄り添った指導も大切である。いじめの未然防止につながる子どもの自尊感情を、授業の中で育てていきたい。
- ・人権擁護委員。多くの小中学校から人権教室の希望があり、去年は、城山中学校の全校生徒に「人権のシャワーを浴びる」というテーマで話をし、そして竜洋北小学校の「人権の日」には、全学年にそれぞれに人権について授業をしている。今年も、北小学校区の自治会からも出前講座の依頼があり、保護者にも人権意識の広がりを感じている。いじめの早期発見を目指した取り組みの一つには、SOSミニレターの運動がある。特に、小学3、4年生、中学1、2年生の手紙が多い。昨年度は浜松法務局管内で132件のミニレターが届いている。子どもの秘密を守る取り組みから学校には連絡していないが、重大事態とならないように取り組んでいる。
- ・法務局。浜松人権啓発活動ネットワーク協議会では、啓発活動のためのコンテスト等を学校に依頼している。また、人権教室やSOSミニレターなどは、いじめ問題の対応として学校と協力して活動している。学校の取り組みの一助となる理解のもとで、実施している。

- ・ P T A 代表。保護者としては、家庭での子どもの様子からいじめを察知し、先生と相談しながら協力して解決を図りたい。学校ではクラスの一人であり、対応が難しいところもあると思う。保護者ができる協力はしていきたい。
- ・ 子育て支援課では、児童虐待、DV 関係、就学前の乳幼児の保護者への支援、新生児の訪問の状況等に関わっている。妊娠期から小中学校までの幅広い年代に対して支援を行っている。特に最近、妊婦への対応が増えてきている。いじめは、小中学生になって出てくるものばかりではない。それぞれの子どもが成長過程で背負ってきたものにより、被害者加害者となることもある。乳幼時期からの保護者への支援が大事なことを日々感じている。この 2 ヶ月の中でも児相や警察と関わる案件があった。これまで講座を開いたり、学校側からの働きかけも十分行ったりしてきていると思うが、支援を必要とするところに届ける難しさを感じる。できる限り早い段階で、保健師による訪問、個別支援を行うことが、いじめ防止につながると考えている。これからも、学校、児相、警察等との連携を大切にしていきたい。
- ・ 静岡県警では、生活安全相談の対象には、DV、ストーカー、高齢者虐待等があり、いじめもその中で重要な問題の一つとなっている。今、いじめの問題で相談対応している事例はない。警察で対応するのは犯罪行為に及ぶようないじめになる。いじめの未然防止という点では、スクールサポートセンターの職員が学校と情報を共有し連携を図っている。いじめは、どうして許されないことなのかについて、学校や関係機関がしっかり教えていく必要がある。そして、人として尊敬されたいならば、人に対して優しさをもつことが大事である、といった話を小さい子どものうちに教えることが大事である。
- ・ 市民活動推進課。地域の中では、いじめは見えづらいという現実があり、その対応も難しいと感じている。学校でのいじめの実態や情報が地域ではわからないし、どのような状況がいじめなのかも正しくは理解されていない。しかし、青少年健全育成関係団体としては、全国事例が入ってくる中でいじめが起こらない地域環境づくりをしていこうという取り組みをしている。これまで、スマホ・携帯について、26 年度に、青少年健全育成会連合会と P T A 連絡協議会、子ども会育成者連合会が話し合い、携帯・スマホ等の使用に関する共通「磐田ルール」を定めている。これは、LINE 等によるいじめの防止も目的の一つにしている。
- ・ 学校教育課。コミュニティスクールを全小中学校に配置し、地域と学校教育をつなぐ取り組みをしている。自己肯定感を高める一つに、地域で活躍できる子どもの存在がある。地域の要請により祭に参加することで、学校以外の活躍の場が広がる。そこで自己肯定感が育まれ、そして心の安定が図られることにより、いじめの未然防止へとつながっていることもある。

- ・事務局。本日の話し合いがいじめの未然防止、早期発見・早期対応等の手立てとなるように、これからさらに関係機関との連携を強くしていきたい。